

## 本市小・中学校における不登校・いじめの状況について

「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

### I 不登校の状況

#### 【不登校の定義】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」 文部科学省

#### 1 小・中学校における不登校児童生徒数

(1) 不登校児童数（室蘭市内小学校） (単位:件)

R4	認知校数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計	昨年度比
	8/9 校	2	2	3	8	15	15	45	+7

(2) 100 人あたりの不登校児童数（小学校） (単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0.18	0.36	0.14	0.47	0.76	1.57	1.20	1.46
全国	0.42	0.47	0.49	0.70	0.83	1.00	1.30	公表待ち

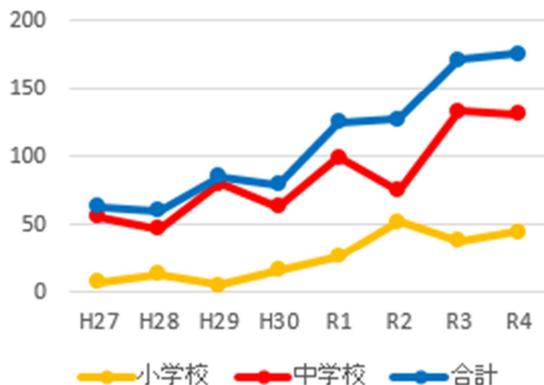
(3) 不登校生徒数（室蘭市内中学校） (単位:件)

R4	認知校数	1 年生	2 年生	3 年生				合計	昨年度比
	7/7 校	34	48	49				131	-2

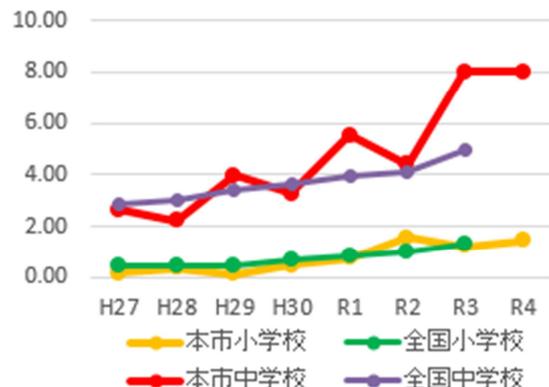
(4) 100 人あたりの不登校生徒数（中学校） (単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中学校	2.67	2.24	3.97	3.29	5.52	4.41	8.03	8.03
全国	2.83	3.01	3.45	3.65	3.94	4.09	5.00	公表待ち

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数(100人あたり)



## 2 小・中学校における不登校の相談指導を受けた学校内外の機関

(1) 小学校の不登校に対する相談指導 ※複数回答可 (単位:件)

R4	学校外				学校内		左記のいずれによる相談・指導も受けていないもの
	サポートセンター くじらん	児童相談所	病院診療所	民間団体	養護教諭	SC相談員	
	14	4	11	0	16	18	0

(2) 中学校の不登校に対する相談指導 ※複数回答可 (単位:件)

R4	学校外				学校内		左記のいずれによる相談・指導も受けていないもの
	サポートセンター くじらん	児童相談所	病院診療所	民間団体	養護教諭	SC相談員	
	41	7	46	1	65	43	0

## 3 不登校の要因(主たるもの)

(1) 小中学校における不登校の要因 (単位:件)

< 区 分 >		小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	0	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	2	15
	教職員との関係をめぐる問題	0	0
	学業の不振	0	4
	進路に係る不安	0	0
	クラブ活動、部活動等への不適合	0	0
	学校のきまり等をめぐる問題	0	1
	入学、転編入学、進級時の不適合	0	10
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	1	1
	親子の関わり方	4	1
	家庭内の不和	1	3
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	17	26
	無気力、不安	20	67
上記に該当なし		0	3
校種別合計		45	131

## (2) 新規不登校児童生徒の推移

(単位:件)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
H27年度	0	0	0	0	1	0	7	10	9	27
H28年度	0	0	2	0	0	0	4	6	3	15
H29年度	0	0	0	1	0	2	8	18	15	44
H30年度	2	0	1	3	5	4	6	8	6	35
R1年度	2	0	1	3	8	3	12	20	14	63
R2年度	5	3	9	6	6	11	18	10	9	77
R3年度	0	0	3	6	7	9	24	31	18	98
R4年度	2	2	2	7	9	5	27	18	12	84

## (3) サポートセンターくじらん教室における入室支援対象児童生徒数と学校復帰者数の推移

	入室児童生徒数 合計 (人)	不登校児童 生徒数 (人)	入室割合 (%)	学校復帰数 (人)	くじらんからの 学校復帰率 (%)
H27年度	32	63	51%	4	13%
H28年度	25	60	42%	2	8%
H29年度	21	85	25%	3	14%
H30年度	23	79	29%	4	17%
R1年度	22	125	18%	4	18%
R2年度	24	127	19%	4	17%
R3年度	27	171	16%	4	15%
R4年度	36	176	20%	10	28%

## Ⅱ いじめの認知状況

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

### 1 室蘭市内小・中学校におけるいじめの認知件数

#### (1) 小学校のいじめの認知件数

(単位:件)

R4	認知校数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	昨年度比
	8/9校	4	5	6	21	13	11	60	+36

#### (2) 100人あたりいじめ認知件数（室蘭市内小学校）

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	1.14	1.96	2.16	3.46	1.29	0.60	0.76	1.94
全道	1.39	2.10	3.80	6.59	7.77	6.73	8.03	公表待ち
全国	2.32	3.65	4.91	6.60	7.58	6.65	7.99	公表待ち

#### (3) 中学校のいじめの認知件数

(単位:件)

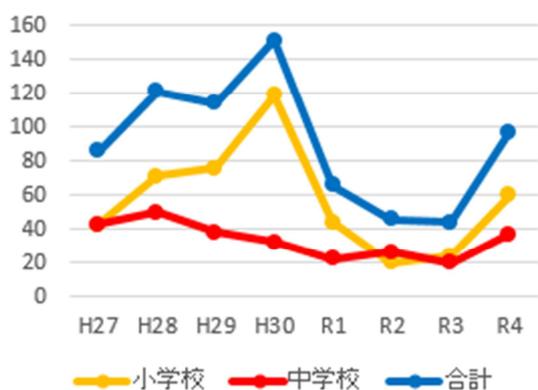
R4	認知校数	1年生	2年生	3年生				合計	昨年度比
	7/7校	23	7	7				37	+17

#### (4) 100人あたりいじめ認知件数（室蘭市内中学校）

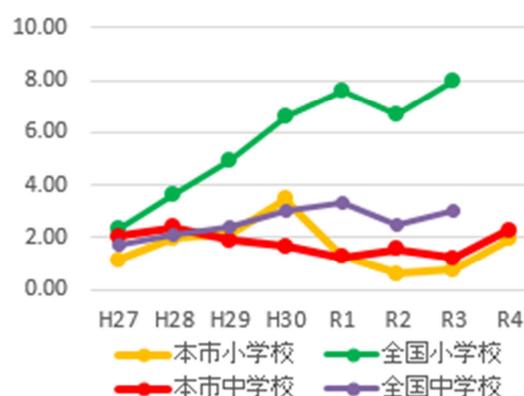
(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中学校	2.05	2.43	1.89	1.67	1.23	1.53	1.21	2.27
全道	1.20	1.45	1.82	2.59	2.65	2.24	2.42	公表待ち
全国	1.71	2.08	2.40	2.98	3.28	2.49	3.00	公表待ち

いじめ認知件数の推移



100人あたりのいじめ認知件数



## 2 いじめの発見のきっかけ

小学校:60件 中学校:37件

(単位:件)

項 目		小学校	中学校
学校の教職員等が発見		43	21
内 訳	学級担任が発見	3	1
	担任以外の教員が発見	1	0
	アンケート調査など学校の取組による発見	39	20
学校の教職員以外からの情報により発見		15	16
内 訳	本人からの訴え	6	7
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	6	7
	児童生徒(本人を除く)からの情報	3	2
保護者(本人の保護者を除く)からの情報により発見		1	0
おなやみポスト(オンライン相談窓口)		1	0

## 3 いじめの態様

※複数回答可

(単位:件)

項 目	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	35	25
仲間はずれ、集団による無視をされる	6	7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	20	4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1	0
金品をたかられる	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2	1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	11	1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	3	5
その他	0	0

## 4 いじめの現在の状況

(単位:件)

項 目	小学校	中学校
解消しているもの	54	34
いじめの行為は止んでいるが、その状態が相当の期間(3ヶ月以上)継続していない	6	3
いじめの行為は止んでおり、その状態が相当の期間継続しているが、被害児童生徒が心身の苦痛を訴えている	0	0
他校への転学、退学等	0	0

### Ⅲ 本市における不登校・いじめ問題への取組

「室蘭市いじめ防止基本方針」及び「室蘭市青少年問題いじめ連絡協議会」の方針等に基づき、以下の観点から取組を推進する

#### 1 未然防止についての取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知
- (2) 教育サポートセンターくじらんの支援・相談事業の充実
- (3) むろらん子どもサミットの開催  
(市内小中学生代表によるいじめ防止に係る各校の取組の交流と意識啓発)
- (4) 各学校児童会・生徒会が中心となった仲間づくりやいじめ撲滅に係る活動の推進
- (5) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
- (6) 児童生徒が自己有用感を得られる場の設定
- (7) 情報モラル教育の充実、教職員研修の実施
- (8) 保護者・児童生徒向けリーフレットの配布によると啓発活動
- (9) いじめや不登校に係る相談体制の整備
- (10) 発達障がいやH S C等の特性がある児童生徒等への理解促進
- (11) 地域スポーツ団体等との連携
- (12) SOS の出し方教育の推進

#### 2 早期発見・適切な対処についての取組

- (1) 本市独自調査を含めたいじめ調査アンケート（年5回以上）の実施  
(北海道教育委員会による年2回のいじめ調査アンケートを含む)
- (2) 教職員と児童生徒との信頼関係づくり  
(相談しやすい関係づくり、心の通い合う学級づくり、児童生徒とともに問題を解決に導いてくれる教職員集団)
- (3) 校内不登校対策組織による情報共有と対策の検討
- (4) 欠席が連続5日以上もしくは年間累積15日以上の児童生徒の把握
- (5) 室蘭市教育サポートセンターくじらんのスクールソーシャルワーカーと連携した不登校児童生徒への支援
- (6) 本市相談窓口の周知  
(室蘭市教育サポートセンターくじらん、室蘭市教育委員会指導班)
- (7) 本市教育研究所主催による「生徒指導」に係る研修講座の実施
- (8) 不登校児童生徒の社会的自立に係る支援
- (9) 保護者や地域、関係機関との連携強化